

高浜市教育用タブレット端末整備事業に係るプロポーザル実施要項

1. 目的

Society5.0 時代を生きる子どもたちにとって、教育における ICT を基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる中、GIGA スクール構想（第1期）に基づき、全国一律の ICT 環境整備が実施された。

全国的に次期タブレット端末の更新が行われる GIGA スクール構想（第2期）の実施にあたり、引き続き安定的にタブレット端末を運用するとともに、教育現場における個別最適な学びと協働的な学びの充実に資する必要がある。

本市においては、学校施設の大規模工事による教育環境の変化に対応するとともに、端末の日常的かつ多様な利活用環境を実現する必要があることから、児童生徒に一人一台の LTE 通信端末の整備を行う。

2. 業務名称

高浜市教育用タブレット端末整備事業

3. 事業項目

整備事業の実施にあたり、以下の内容を実施すること。

- (1) タブレット端末利用環境の整備
 - A. タブレット端末の調達
 - B. タブレット端末の設定作業
 - C. モバイル端末管理サービスの設定と導入
 - D. データ通信回線の提供
- (2) 授業支援アプリ等の提供
- (3) タブレット端末導入後のサポート（保守対応）
- (4) 校務 DX 計画の推進及び学校教員向けの研修の企画・実施

4. 納入期限

令和7年8月22日（納入機器等の搬入・調整作業を終了）

5. 賃貸借期間（サービス履行期間）

令和7年9月1日から令和12年8月31日（60ヶ月間）

※納入期限の変更があった場合は期間の変更を行う。

6. 納入場所

高浜市内小中学校7校

（高浜小学校、吉浜小学校、高取小学校、港小学校、翼小学校、高浜中学校、南中学校）

7. 事業費上限金額

782,451 千円（税込）

※うち令和7年度分の上限額は91,286千円

（小学校分59,667千円、中学校分31,619千円）とする。

※うち令和8～12年度分の上限額は691,165千円

8. 業者の選定方式及び契約方法

公募型のプロポーザル方式により企画提案書を求め、提案内容、プレゼンテーション、提案価格等の評価基準を元に総合的に評価・審査し受託候補者を選定し、随意契約を締結する。

9. 全体スケジュール

事業者選定までのスケジュール

項目	日程	備考
①募集開始	令和 7年 4月 3日（木）	HPへの募集掲載
②参加申込書の提出期限	令和 7年 4月14日（月）	様式第1、2
③質問書の提出期限	令和 7年 4月17日（木）	様式第3
④質問書への回答	令和 7年 4月22日（火）	HP公開
⑤企画提案書の提出期限	令和 7年 4月30日（水）	様式第4～7他
⑥提案審査（プレゼン）（予定）	令和 7年 5月15日（木）	詳細は別途通知
⑦受託候補者の選定（予定）	令和 7年 5月15日（木）	選定結果通知
⑧契約締結（予定）	令和 7年 5月 下旬	

10. 参加手続等

(1) 提出書類

提出書類	様式	提出部数
①参加申込書	・様式第1	1部（原本）+10部（コピー可）
	・様式2 ・受注実績を証明する書類（契約書等） ・電気通信事業法に基づき電気通信役務を行うものであることを証明する書類（写し）	各1部（原本）
②提案者の概要	様式第4	10部（うち社名等抜いたものを5部）
③業務実績	様式第5	10部（うち社名等抜いたものを5部）

④担当者実績及び業務執行体制	様式第6	10部（うち社名等抜いたものを5部）
⑦企画提案書	様式任意 ※A4用紙表面25枚以内	10部（うち社名等抜いたものを5部）
⑧見積書	様式第7 別紙内訳書	1部（原本）

（2）提出書類の作成要領及び注意点

- ①見積書は封筒に入れて封印し、封筒表面に参加社名を記入し、別紙内訳書には算出根拠等を記載し提出すること。
- ②用紙の大きさはA4又はA3とし、左端をホッチキスで綴じること（A3は折り込むこと）。また、支障のない範囲で両面印刷としても構わない。
- ③参加申込書は提出期限までに提出の上、企画提案書等提出の際までに原本1部と写しを10部、計11部を提出すること。また、(1)②～⑦の10部のうち5部については、社名を「●●●」とするなど、提案者が特定されない状態にして提出すること。
- ④企画提案書には以下のことについては必ず記載すること。（様式は任意）
 - ア) 実施方針及び取組方針（当該業務についての基本的な考え方）
 - イ) 実施フロー
 - ウ) 主要検討事項（カッコ内の数字は仕様書Ⅱ. 2における番号）
 - ・タブレット端末利用環境の整備
 - ・タブレット端末の調達【(1) A】
 - ・タブレット端末の設定作業【(1) B】
 - ・モバイル端末管理サービスの設定と導入【(1) C】
 - ・データ通信回線の提供【(1) D】
 - ・授業支援アプリ等の提供【(2)】
 - ・タブレット端末導入後のサポート（保守対応）【(3)】
 - ・校務DX計画の推進及び学校教員向けの研修の企画・実施【(4)】
 - エ) 業務工程表（全体スケジュール）
 - オ) その他特に提案すべき事項

※様式は任意とするが、提出枚数をA4用紙表面25枚以内相当分までとすること。

（3）参加方法

- ①参加申込書の提出期限：令和7年4月14日（月）17:15まで（必着）
- ②企画提案書等の提出期限：令和7年4月30日（水）17:15まで（必着）
- ③提出方法：郵送または持参
 - ※土日祝及び下記受付時間外、提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。
- ④提出先・問合せ先
 - 〒444-1334

愛知県高浜市春日町五丁目165番地
高浜市教育委員会学校経営グループ
電話番号 0566-95-9571
Eメール gakkou@city.takahama.lg.jp

(4) 質問等の受付

本企画提案の内容について質問等がある場合は質問書（様式第3）を以下の期限までに提出すること。質問内容については市公式ホームページで公開する。

- ①提出期限：令和 7年 4月17日（木）
- ②回答期日：令和 7年 4月22日（火）
- ③提出方法：質問書を電子メールにて学校経営グループへ提出する。
- ④回答方法：市公式ホームページで公開する。

1.1. 審査及び選考等

(1) 審査及び選考の方法

企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施する。

日程：令和7年5月15日（木）（予定）

説明：約20分以内、質疑応答：約25分程度

※日時・場所等の詳細は対象者に別途個別通知を行う。

(2) 審査項目と審査基準

審査項目	評価内容	配点割合
①企画提案内容	業務に対する姿勢・意欲 提案内容の妥当性・実現性・独自性	65/100
②業務費用	提案額	35/100

(3) 審査・選定方法及び選定結果

- ①審査方法は、「高浜市教育用タブレット端末整備事業提案評価基準」に基づく評価点により行う。評定にあたり、教職員及び市職員等で構成する選定委員会を設置する。
- ②提案評価基準に基づき選定委員会が評価点を算出し、最も高い評価点を獲得した参加者を受託候補者とする。
- ③最も高い評価点の参加者が複数いた場合は、選定委員会の議決により候補者を選定する。
- ④選定結果については、全ての参加者（辞退者は除く）に対して個別に文書で通知する。
- ⑤審査の経緯及び内容に関する問い合わせ及び、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

(4) 候補者選定後の流れ

学校経営グループと受託候補者は、発注業務の仕様書について企画提案書を元に協議し、その内容を決定する。その後、学校経営グループは業務委託仕様の内容を確定し、

発注の準備が整った段階で、当該業務の随意契約を締結する。

なお、受託候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合、次点の候補者との協議を行う。

(5) 失効及び無効

以下のいずれかに該当する場合は、選定の前後を問わず失格とする。なお、内容によっては、指名停止措置を行うことがある。

- ①提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合
- ②提案額が上限金額を超えている場合
- ③提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

1.2. 参加者の資格要件及びその他注意事項等

(1) 参加者の資格要件

- ①LTE タブレット端末等の賃貸借事業又は類似する業務を国又は地方公共団体から元請として受注した実績があること。
- ②電気通信事業法に基づき電気通信役務を行うものであること。
- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ④高浜市の入札参加資格者名簿（令和 7 年度）に登載されていること。
- ⑤高浜市の指名停止措置をうけていないこと。
- ⑥高浜市の入札停止期間中でないこと。なお、公示日から受託予定者として決定を受けた前日まで指名停止措置を受けた場合は資格を失うものとする。
- ⑦会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。また、民事再生法（平成 11 年法律第 75 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- ⑧暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団又は暴力団の利益となる活動を行う者でないこと。

(2) その他一般注意事項

- ①企画提案書は 1 応募者につき 1 提案とする。
- ②企画提案に関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。
- ③提出された参加申込書及び企画提案書等は返却しないものとする。
- ④原則として、企画提案書等の提出後は、提出資料の差し替え及び追加等は認めない。
ただし、必要があるものとして市が認めた場合はこの限りでない。
- ⑤提出された書類等は著作物にあたる場合でも、高浜市情報公開条例の規定に基づき公開することがある。
- ⑥選定結果については、市公式ホームページ等で応募法人や選定経過、選定方法等を公表することがある。
- ⑦緊急等やむを得ない理由等により、公募型プロポーザル方式を実施することができ

ないと認められる場合、公募型プロポーザル方式を停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合、公募型プロポーザル方式に要した費用を高浜市に請求することはできない。

- ⑧この要項は、令和7年4月3日（木）から適用し、選定結果の通知をもって翌日に、その効力を失うものとします。

以上